

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	四街道市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/bangoseido/index.html

執行機関名 四街道市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例(平成11年条例第4号)による医療費等助成金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第一 第8の項 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例(平成11年条例第4号)による医療費等助成金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例(平成11年条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金(以下「医療費等助成金」という。)を支給することにより、ひとり親家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例(平成11年条例第4号) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則(平成11年規則第17号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例第6条 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則第12条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則第12条第2項に規定するひとり親家庭等医療費等助成受給資格の申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例第4条第1項第1号、第2号 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則第12条第2項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る児童(四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例(平成11年条例第4号)第2条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。)、父(同条第2項に規定する父を含む。以下同じ。)、母又は養育者(同条第3項に規定する養育者を含む。以下同じ。)の道府県民税又は市町村民税に係る情報及び当該申請に係るひとり親家庭の父若しくは母及び養育者(以下「ひとり親家庭の父母等」という。)の配偶者又は当該ひとり親家庭の父母等の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)で当該ひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		